



「ゾーン30」について



☆ 「ゾーン30」ってなに？
 住宅地域や学校周辺などの生活道路の区域を「ゾーン」として設定し、「ゾーン」内の住民や歩行者等の安全を図るため、最高速度を 30km/h に規制し、道路管理者と連携して、歩行者や自転車の安全を優先した各種事故防止対策を行います。

☆ **どんなことをするの？**

- 「ゾーン」の出入口に、最高速度 30km/h の区域規制標識や路面標示を設置し、「ゾーン」を分かりやすくします。
- 路側帯の設置や交差点の明確化などで、ドライバーに対し安全運転への注意をうながし、歩行者を保護します。
- 車道を狭くする路面標示などにより、四輪や二輪を通りにくくして、車両の通行量を抑制します。



「ゾーン30」では、下記のような道路標識や路面標示を設置して、「ゾーン」内の速度規制を行います。



ゾーン入口の標識



路面標示、路側帯の設置

路側帯、クロスマークの設置





ゾーン出口の標識



また、道路管理者において、歩行者の安全を確保する路側帯(外側線)や交差点クロスマークの設置も進めているよ。

つまり、「ゾーン」の中の道路はすべて時速 30km/h に制限されて、エリア内における歩行者の安全な通行が最優先されるんですね！



☆ H24 年度は2地区を指定しました。

- H24 年度に整備した「ゾーン30」については、
 - ※ 高松市中野町地区
 - ※ 高松市伏石町地区
- の2地区を指定しました。

安心して
歩けるの~!



☆ H25年度は新たに5地区を指定しました。

- H24年度に2地区を整備した「ゾーン30」について、H25年度は新たに、
 - ※ 高松市新田町地区
 - ※ 高松市栗林地区
 - ※ 高松市国分寺地区（南北2エリア）
 - ※ 丸亀市西平山地区
- の5地区を指定しました。



☆ H26年度は新たに2地区を指定しました。

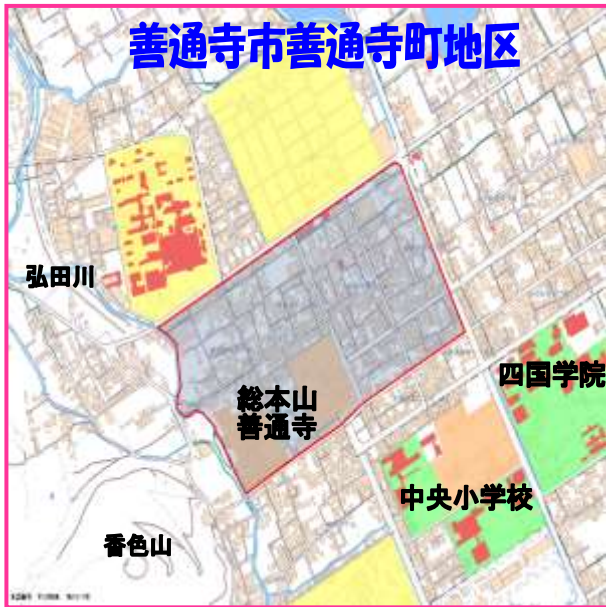
- H25年度までに7地区を整備した「ゾーン30」について、H26年度は新たに、
 - ※ 綾歌郡宇多津町地区
 - ※ 仲多度郡多度津町地区の2地区を指定しました。



☆ H27年度は新たに8地区を指定しました。


- H26年度までに9地区を整備した「ゾーン30」について、H27年度は新たに、
- ※ さぬき市志度地区
 - ※ 木田郡三木町地区
 - ※ 高松市木太町地区（東西2エリア）
 - ※ 高松市香川町地区
 - ※ 普通寺市普通寺町地区
 - ※ 三豊市詫間町地区
 - ※ 観音寺市柞田町地区
- の8地区を指定しました。





☆ H28年度は新たに3地区を指定しました。

- H27年度までに17地区を整備した「ゾーン30」について、H28年度は新たに、
 - ※ 東かがわ市中筋地区
 - ※ 高松市庵治町地区
 - ※ 仲多度郡琴平町地区
- の3地区を指定して、合計で20地区になりました。

○ゾーン内では 30km/h を守り、歩行者を最優先に！
○抜け道や近道としての通り抜けは控えましょう！



- ◎ 当初計画していた県下20箇所の整備が全て完了しました。
- ◎ 今後も住民の皆様方のご意見を参考に、「ゾーン30」の整備を進めてまいります。

